議案第３０号

四條畷市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

四條畷市立歴史民俗資料館の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　公の施設の名称　　四條畷市立歴史民俗資料館

２　指定する団体　　(1) 所在地　　大阪府東大阪市岩田町一丁目１７番９号

(2) 名　称　　株式会社地域文化財研究所

３　指 定 の 期 間　　令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

令和７年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

四條畷市立歴史民俗資料館の管理を指定管理者に行わせるにあたり、四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、株式会社地域文化財研究所を指定管理者として指定することが適当であると認めたので、本案を提案した。